

二宮町は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 6 条の規定に準じて、二宮町（仮称）剪定枝資源化施設整備及び運営事業を特定事業として選定しましたので、同法第 8 条の規定に準じて、特定事業選定の客観的評価の結果を公表します。

平成 25 年 7 月 3 日

二宮町長 坂本 孝也

二宮町（仮称）剪定枝資源化施設整備及び運営事業に係る 特定事業の選定について

1. 事業内容

（1）事業名

二宮町（仮称）剪定枝資源化施設整備及び運営事業（以下「本事業」という。）

（2）対象となる公共施設等の種類

| | |
|---------|--|
| 施設の種類 | 一般廃棄物処理施設 |
| 事業予定地 | 二宮町緑が丘 1-12-2（二宮工業団地内） |
| 施設概要 | 処理対象物である剪定枝を受け入れ、破碎処理を行い、資源化物や副生成物（可燃残渣及び不燃残渣）の貯留及び処理等を実施する施設 |
| 年間計画処理量 | 2,034 トン/年 |
| 施設規模 | 本施設は、月別変動係数（1.78）を考慮した上で、年間処理量 2,034 トンを処理できる能力を有するものとする。 |
| 処理方式 | 破碎、選別により木質チップ化する。木質チップは全量利活用先に引渡し、利活用すること。利活用先における利活用はマテリアルリサイクルとする。なお、マテリアルリサイクルとは、堆肥原料化、マルチング材、木質バイオマス発電燃料等の、資源化物を原料として利活用することをいう。 |
| 供用開始 | 平成 27 年 10 月 1 日（予定） |

（3）公共施設等の管理者

二宮町長 坂本 孝也

（4）事業目的

町では、広域処理を実施する平塚市、大磯町とともに、域内の資源化を促進するため、剪定枝を安全、安定的、経済的かつ衛生的に処理する一般廃棄物処理施設として、（仮称）剪定枝

資源化施設（以下、「本施設」という。）の整備を計画している。一般廃棄物処理施設の運営コストは、経年ごとに増加する傾向があり、長期的な運営計画の中でのコストダウンが重要視されている。また、剪定枝の資源化にあたっては利活用施設とのネットワークが重要であるが、町にはそのノウハウが十分にない。したがって、DBO方式により本施設を整備し、同施設の完成後15年間にわたって利活用も含めた運営を行うことで、本施設の有効かつ効率的な整備と長期間にわたる良好な運営を図り、循環型社会の形成を推進することを目的とする。

(5) 事業手法

本事業は、DBO方式（Design：設計、Build：施工、Operate：運営）で実施するものとし、町は、本施設の設計・施工に係る資金を調達し、本施設を所有するものとする。なお、本施設の整備は、環境省「循環型社会形成推進交付金」の対象事業（マテリアルリサイクル施設）である。

本事業を実施する事業者として決定された企業又は企業グループ（以下、「民間事業者」という。）は、単独又は特定建設工事共同企業体を設立し、本施設の設計・施工（以下、「設計・施工業務」という。）を行う。

さらに、民間事業者は、特別目的会社（以下、「運営事業者」という。）を設立し、15年間にわたって運転・資源化物利活用・維持管理・補修等の業務（以下、「運営業務」という）を行う。

2. 町が直接事業を実施する場合と DBO 方式で実施する場合の評価

実施方針に基づき、町の財政負担に係る定量的評価及び民間事業者へ移転されるリスク並びに公共サービスの水準に係る定性的評価を行い、VFM (Value For Money) の検討による総合的な評価を行うこととした。

(1) 定量的評価

定量的評価では、公設公営方式と、DBO 方式で実施する場合のコストの比較を行った。比較に当たり、提供されるサービス水準は同一とした。

① 前提条件

比較における主な前提条件は、以下のとおり設定した。本事業は DBO 方式であるため、民間による資金調達ではなく町の支払いスケジュールは公設公営と同様であることから、ライフサイクルコストベースの定量的評価を行った。

| 費目 | 公設公営方式 | DBO 方式 |
|---------|---|--|
| 事業期間 | 建設期間：特定事業契約締結から平成 27 年 9 月末まで 運営期間：平成 27 年 10 月 1 日から平成 42 年 9 月末(15 年間) | |
| 年間計画処理量 | 2,034 トン/年 | |
| 施設整備費 | DBO 方式の参考見積データをもとに、公設公営方式の運転時間等を参考に必要な補正を行い、算定。 | |
| 運営費 | 人件費 | DBO 方式の参考見積データをもとにした原単位の設定、先行事例(DBO 方式の事例)における各種条件等を参考に、必要な補正を行い、算定。 |
| | 維持補修費 | |
| | 用役費 | |
| | その他 | |

② 評価結果

以上の前提条件により、公設公営方式と DBO 方式で実施する場合の事業期間を通じてのコストを比較したところ、DBO 方式では 14.9% の公共財政負担を縮減することができる。

DBO 方式では、運営期間内における支払が平準化されることから、公設公営方式に比べて一部の時期に財政負担が偏るリスクを回避することができる。また、民間ノウハウの導入による施設整備費及び運営費の削減効果を見込むことができ、民間事業者における利益の確保と公共における財政負担の削減を同時に実現することが可能となる。

(2) 定性的評価

本事業では、事業方式を DBO 方式とすることにより、主に、以下のような効果が見込まれる。

① 民間ならではの営業力やネットワークを活かした、安定的なチップの利活用の実現

剪定枝の資源化物であるチップの利活用を民間事業者の業務範囲とすることで、民間の営業力や利活用先とのネットワークを活かし、安定したチップの利活用が可能になる。また、チップの利活用先のニーズをチップ製造工程にフィードバックすることや、仮に一部の利活用先が操業中止した場合に速やかに別の利活用先を確保する等、利活用に伴うリスクを低減し、より質の高い公共サービスの実現が期待される。

② 設計・施工業務及び運営業務を一体的に性能発注することによる事業の効率化

従来の単年度契約での個別発注等による運営を、長期かつ包括的な委託による運営とすることにより、運営事業者は、複数年度にわたる業務改善効果を見込んで業務に取り組むことが可能となる。

設計・施工業務及び運営業務を一体化することにより、設計段階から施工や運営までを視野に入れた効果的な整備が期待される。また、民間事業者の持つ機械・設備に関するノウハウや創意工夫を活用することで、維持補修の合理化や施設トラブルに伴う稼働停止リスクの最小化等、事業の効率性、信頼性、サービス水準の向上が見込まれる。

③ 運営を長期包括委託しモニタリングを行うことによる質と効率の両立

従来の単年度契約での個別発注等による運営を、長期かつ包括的な委託による運営とすることにより、運営事業者は、複数年度にわたる業務改善効果を見込んで業務に取り組むことが可能となる。また、民間事業者は業務遂行の状況を自らモニタリングを行い、継続的改善を行うことが期待され、質と効率の両立が図れる。

(3) VFM (Value For Money) の検討に基づく総合評価

本事業は、DBO 方式で実施することにより、事業期間を通じた公共財政負担の縮減、事業リスクの適切な分担及び民間事業者の運営ノウハウによるサービスの質の向上等を期待することができるところから、VFM が得られると判断できる。

以上から、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、PFI 法第 6 条の規定に準じ、特定事業として選定する。